

法学研究科

1. 大学院研究科の使命および目的・教育目標

【現状の説明】

（理念・目的・教育目標と人材養成等の目的の適切性、達成状況）

本研究科は、法学や政治学に関する高度な専門的知識を備え、わが国および国際社会に貢献できる人材を養成し、研究者養成および高度な専門職業人の養成、生涯教育を目的とする。博士課程前期（以下「前期課程」という。）では、学部における一般的教養および専門的知識の上に、広い視野に立って精深な学識を養い、専攻分野における研究能力または専門的職業に必要な能力を培うことを目的とし、博士課程後期（以下「後期課程」という。）では、豊かな学識を養い研究者として自立して研究活動を行い、独創的な研究能力または先端的な専門能力を培うことを目的とし、公務員や税理士、社会保険労務士など専門職業人を輩出している。

（理念・目的・教育目標等の周知の方法）

本研究科の使命、目的、教育目標についての周知方法は、入学試験時に専攻した専修科目担当の教授（以下「指導教授」という。）、ホームページ、大学院便覧、学生募集要項および新入生ガイダンス等によっている。

【点検・評価】

上記の使命および目的の具現化のために、研究者として独立して研究活動を行い、必要な高度の研究能力および豊かな学識を養うための研究職コースのほか、広い視野に立って精深な学識を授け、専門職業人に必要な高度の能力を養成・生涯教育するための専門職コースを設置し、多様化する受験生の入学目的に適合させた種々の入学試験形態を導入している。しかし、これらのコース制は導入後2年しか経っていないので、現在のところ、その効果は明らかでない。

【改革・改善策】

今後、一層の強化が求められている、より実践的かつ先端的な専門職業人の養成・社会人学生の生涯教育のために、実務上の諸問題を学際的に講義内容に取り込み、実践的理論に特化した先端的な講義内容となるような、実務家を交えたオムニバス講義などの専門職コースについての改革・改善策の検討とともに、それに伴う研究職コースと専門職コースとの関係について検討する。

2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

【到達目標】

本研究科は、学校教育法第65条、大学院設置基準第3条および同基準第4条に基づき、本学大学院学則第1条において「大学院は本学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする」という定めに基づいている。前期課程の目的は、大学院設置基準第3条第1項に基づき、同学則第2条2項において「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする」と定め、また、後期課程の目的は、大学院設置基準第4条第1項に基づき、同学則第2条3項において「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」と定めている。

Ⅲ. 学部・大学院 法学研究科

(1) 教育課程等

①大学院研究科の教育課程

【現状の説明】

(教育課程と理念・目的、修士課程の目的への適合性、博士課程の目的への適合性)

本研究科では21人の専任教員と4人の非常勤講師が各授業科目を担当し（「大学基礎データ」表19-3）、各担当教員は学生の希望する授業内容をも考慮に入れた授業に努めており、かつ各指導教授は、学士課程での修得科目およびゼミの履修有無に基づき、本研究科入学生の進路・研究目的に応じて、入学生ごとに適切な指導をすることになっていることから、学生に必要なかつ適切な授業科目が開設されている。

各指導教授は、授業科目の選択、学位論文の作成その他研究一般について、入学時の面接等において研究テーマ・入学目的を把握し、2年間の指導計画を策定の上、他の教員と連携して、高度の専門的知識および能力を修得させるとともに、専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養する指導をしている。前期課程の学生は、指導教授の指導の下で、専修科目のうちから講義科目4単位と研究科目8単位、専修科目以外の主要科目（講義）と特修科目（講義）のなかから選択科目として18単位以上を履修することになる。ただし、指導教授が専修学生の研究上特に必要と認めた場合は、8単位を限度として他の専攻および研究科の前期課程の授業科目を選択することができる。なお、研究職コースの学生は、特修科目（講義）のなかから外国法講義4単位を履修するように指導されている。後期課程の学生は、研究指導科目のなかから1科目を専修科目として履修することとし、指導教授が専修学生の研究上特に必要と認めた場合、専修科目以外の授業科目を履修することができる。

(学士課程における教育内容の適切性、修士課程における教育内容と博士（後期）課程における教育内容の関係)

本研究科の各担当教員の教育内容は、本研究科担当教員の多くが学部担当教員であるため、学士課程における修得科目・ゼミ等と前期課程における専攻科目・受講科目との教育内容を相関的かつ段階的に適切に連携させることに配慮している。さらに、後期課程の教育は、指導教授との関係で、実質的に前期課程からの一貫指導体制になっている。

(課程制博士課程における教育システム・プロセス)

博士課程の教育システム・プロセスについては、次の本学大学院の諸規定に基づき実施していることから、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性は確保されている（本学大学院学則第29条から同第35条、同学則第22条から第27条、本学大学院学位規程第3条から第12条、同学位規程第13条から同第21条参照。）。その他、博士の学位授与については、なお一層の学位審査の透明性・客観性を確保する措置として、本研究科学位申請取扱細則にしたがって行われている。

【点検・評価】

前期課程では、指導教授の担当する専修科目（12単位）のほか18単位以上を選択することは、多分野にわたる選択科目が開講されていることから、広い視野に立って精深な学識を養い、専攻分野における研究能力または専門的職業に必要な能力を培うための高度な専門職業人を養成・生涯教育する目的に適合したカリキュラムの特徴であると評価できる。また、後期課程では、カリキュラムを柔軟にし、指導教授の下で、研究者として自立して研究活動を行い、独創的な研究能力を培うための研究指導科目の研究に専念できる制度であると評価できる。

【改革・改善策】

前期課程入学者の入学目的および修了者の進路が公務員、税理士、社会保険労務士など専門職業人であることに鑑みるならば、公法専攻と民刑事法専攻に分けることの是非について再検討し、さらに、社会人学生の生涯教育を含めた、より実践的かつ先端的な専門職業人を養成・生涯教育することができる環境について検討を進める。

後期課程については、博士の学位取得者に対する社会の評価および就職率と密接に関連させつつ、研究者養成はもちろんのこと、積極的に、企業との連携、社会人と連携した教育を目的として、独創的な研究能力または先端的な専門能力を培うために、後期課程の定員を充実させるための施策の検討を進める。

②授業形態と単位の関係

【現状の説明】

単位の計算方法は、大学院学則の定めるところにより、講義・演習科目は15時間から30時間の範囲で研究科が定める時間により1単位としている。これにより通年科目は4単位、2年間にわたって履修する科目は8単位としている。

【点検・評価】

各授業科目の内容・形態に応じて、必要予習時間、履修中の努力密度、復習時間がおおむね適切に定められており、その時間数に応じた単位数が与えられている。単位数は、目下の状況では妥当である。

③単位互換、単位認定等

【現状の説明】

単位互換については、他の大学院との協定を締結していない。単位認定については、本研究科に入学する前に本学大学院および他の大学院（外国を含む）において履修した授業科目について修得した単位のうち、10単位を限度として認定することができる旨を設けている（本学大学院学則6条の5）。しかし、現在までのところ、適用事例はない。

【点検・評価】

将来、他の大学院との学術的提携・交流を促進し、教育・研究活動のより一層の充実を図らなければならない。

【改革・改善策】

他の大学院との単位互換協定の締結について検討を進める。

④社会人学生・外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人学生・外国人留学生の科目履修、単位認定、学位授与等については、一般入学試験による入学生と同じ条件を課している。外国人留学生は、平成19(2007)年度は前期課程に1人、後期課程に1人、在籍している。外国人留学生は、入学生が少ないので、指導教授による個別指導で対応している。社会人学生は、毎年2~3人を受け入れており、その多くが税理士志望者であり、仕事と両立できるように勤務先の業務内容・就業時間と開講時間との時間的調整などが指導教授によって配慮されている。研究生および科目等履修生には、専門分野の教育研究に参加する機会を提供している。

Ⅲ. 学部・大学院 法学研究科

【点検・評価】

外国人留学生として、現在、前期課程にはアラブ首長国連邦からの学生が、後期課程には日本の他大学の修士課程（前期課程）を修了して入学した中国からの学生が在籍している。自国の法制度と日本その他の国の法制度の比較研究を進めており、その熱心な研究態度からして、十分な成果が期待できる。

社会人学生・外国人留学生の存在は、一般学生にも、問題意識の違いや法制度などの違いを肌で感じとることができ、よい刺激となっている。既述のように、個別的指導の対応が可能な状況にあることから、学生にとっても教育・研究上の利点がある。

問題点として、現在は税理士志望の社会人学生が大半をしめている。今後、広い分野から多様な問題意識をもった学生を受け入れ教育する体制を検討する時期にきているといえる。また、外国人留学生については、言葉の問題があり一般学生との交流が多くない。この点について、より工夫が必要と思われる。

【改革・改善策】

社会人学生・外国人留学生に対する個別的な教育上の特別の配慮を、制度上どのような形で行うか検討していく。社会人学生や外国人留学生の問題意識に特化した、単位の修得を可能にするカリキュラムを編成し、また、社会人学生の受入れについては、夜間の開講を検討する。

⑤生涯学習への対応

【現状の説明】

生涯学習を志す社会人学生に対する受験科目は、志望専修科目を中心に学習することを想定し、志望専修科目に関する専門科目と小論文に限定し、一般入学試験の受験者に課している外国語科目を課さない配慮をしている。しかし、入学後の学習については一般学生と制度上特に差異を設けていない。ただし、社会人学生の勤務との関係上、指導教授において、授業の曜日等を調整している現状にある。

【点検・評価】

社会人学生の入学目的がほとんど税理士試験科目の一部免除を得るためにあるのに対して、一般学生の入学目的が多様であるため、各学生の入学目的に相応しい授業内容に関連させる教授の努力は欠かせない。社会人学生を受け入れた場合、他の学生に対する学習意識の啓発、社会的問題意識を深めるよい機会となっている。例えば、平成14(2002)年から3年間、社会人と連携した教育の一環として、講義内容を明確かつ高度にするため、受講対象者を税理士有資格者30人に限定し、税理士会の協力により、全国に先駆け、「租税訴訟の補佐人に係る税理士の特設講義」を開講してみたが、ディスカッションに参加できるまでの能力は必ずしも一般学生にはなかった。

【改革・改善策】

社会人の入学目的が高齢化社会に追従して、一層多様化することが予想される。仕事の内容、人および社会への還元、心の豊かさ、人生・老後の楽しみ等を充実させるための生涯学習として大学院が将来一層活用されると予想されるからである。特に、就業中の社会人学生に対しては、勤務先の業務との時間的調整、学術論文としての論理の立て方などの個別的指導時間の確保など時間的制約要因の解消などについての改善策、例えば、昼夜開講制度の導入による時間的調整策等を検討する。

⑥研究指導等

【現状の説明】

(教育・研究指導の適切性、履修指導の適切性、個別的な研究指導の充実度)

指導教授は、学部時代の履修科目およびゼミの履修有無に基づき、授業科目の選択、学位論文の作成その他研究一般について、入学生の進路・研究目的に応じて、入学生ごとに適切な履修指導をすることになっている。本研究科担当教員は学部教員と兼担であることから、学部の授業科目の受講者、特にゼミの受講者が担当教員を慕って本研究科に進学するケースが多々ある。教員は学生の資質をよく知った上で指導にあたっており、学部教育の上に大学院教育を構築し得る。

【点検・評価】

入学目的および将来の進路の多様化の反面、専門職に対する問題意識および達成目標度等について希薄な学生に対しては、現状認識を理解させることから始めることになる。

【改革・改善策】

研究目標の多様性に対応できるように、専門領域の教員の充実を図ることを当面の改善策として検討を進める。

(2) 教育方法等

①教育効果の測定

【現状の説明】

(教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性)

教育・研究指導の効果を測定するための方法について、特に教員間の合意や本研究科における一定の指針があるわけではない。本研究科は、各授業が少人数であるので、各担当科目の特性および受講生の関心分野に応じて、毎回の課題についての報告、報告レジュメやレポートの作成、質疑応答などの方法によって、教育効果を測定する教員が多い。

【点検・評価】

前期課程の教育・研究指導の効果を測定するための方法については、研究職コース、専門職コース、社会人学生のリカレント教育などに応じて、各教員がもっとも適切・妥当な方法で測定できるという長所がある。しかし、特に専門職コースについては、大学院修了後、公務員試験や国家試験などの資格試験を受験する者が多いことから、当該コースの教育効果などの測定方法について教員間の合意や一定の指針がないことに問題点がある。

【改革・改善策】

前期課程の専門職コースについては、特に、各専門科目の求める目標を達成したかどうかという教育効果測定について、一定の指針を本研究科として設ける方向で、改善・改革策を進める。

②成績評価法

【現状の説明】

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法については統一的な評価基準がなく、各教員による独自の判断で、各担当科目にもっとも適切・妥当であると考えられる成績評価法によって評価している。

【点検・評価】

各教員の独自の成績評価法によっていることは、各担当科目にもっとも適切・妥当な成績評価を可能にするという長所がある。しかし、特に専門職コースについては、修了後、公務員試験や、

Ⅲ. 学部・大学院 法学研究科

国家試験などの資格試験を受験する者が多いことから、これらの試験に合格させる指針に基づき一定の判断ができるような成績評価法がないことに問題点がある。

【改革・改善策】

前期課程の専門職コースについては、特に、各専門科目の特殊性を十分に考慮し、成績評価法についての一定の指針を本研究科として設ける方向で、検討を進める。

③教育・研究指導の改善

【現状の説明】

（教員の教育・研究指導方法の改善の取り組み状況、シラバスの適切性）

前期課程・後期課程の入学定員は少人数であることから、受講する学生に対して個別に対応することが可能である。シラバスの作成のほか、適宜、教員と学生の懇談の機会をもうけて、授業および研究指導の方法、内容、一年間の計画、成績評価基準についてあらかじめ指導していることから、これらの詳細については、シラバスに記載していない。それ以外に教員の教育・研究の指導方法について改善するための組織的な取り組みは行われていない。

（学生による授業評価の導入状況）

学生による授業評価アンケートは研究科としては導入していないが、平成19年度に全学の「大学院FD推進会議」が、全研究科の学生を対象とした授業や学生生活、施設・設備等、大学院全般についての調査を実施した。

【点検・評価】

特に専門職コースについては、修了後、公務員試験や、国家試験などの資格試験を受験する者が多い。このような学生のための組織的な取り組みをする必要がある。そのために、学生による授業評価制度が必要である。

【改革・改善策】

シラバスにおいてあらかじめ明示することを検討する。また、特に専門職コースについては、資格試験等のための組織的な取り組みをするための改善・改革を進める。さらに、学生による授業評価制度の導入を検討する。

（3）国内外における教育・研究交流

【現状の説明】

（基本方針の明確化の状況、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置）

外国人留学生は少なく、交換留学・海外研修その他の国際交流については本学の国際センターが全学的に一括して取り扱っていることから、本研究科が国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための独自の取り組みはしていない。

【点検・評価】

国際センターの管轄する以外に、本研究科が個別に対応しなければならない場合の基本方針等について定めていないことが問題である。

【改革・改善策】

将来、本研究科が国際交流や教育研究交流について個別に対応しなければならない場合の基本方針や教育研究交流を緊密にするための措置について検討を進める。

(4) 学位授与・課程修了の認定

①学位授与

【現状の説明】

(学位の授与状況と授与方針・基準の適切性、学位審査の透明性・客観性の導入状況)

平成18(2006)年度の修士・博士の学位授与については、修士11人(公法専攻4人、民刑事専攻7人)、博士0人である(「大学基礎データ」表7)。

修士の学位授与については、所定の単位を修得した上で、修士論文の審査を中心に行われる。修士論文の審査は、主査となる指導教授と本研究科通常委員会の任命する1人の副査によって行われる。修士論文は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を示す内容を有していることを合格の要件としている。

課程修了による博士の学位授与については、所定の科目を履修した上で、博士論文の審査が中心に行われる。博士論文の審査は、主査となる指導教授と本研究科通常委員会の任命する2人の副査によって行われる。博士論文は、テーマに関する文献資料を十分に収集・分析し、専攻分野について自立した研究者として独創的な研究能力・内容、またはその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を示す新たな知見を示す内容を有していることを合格の評価基準としており、学位論文の評価基準については本学大学院学則第20条第2項、大学院学位規程第18条に定めている。

論文提出による博士の学位授与については、審査を請求する学位論文が、課程修了による博士の学位を授与するべきものと同等以上の内容を有し、請求者が専攻分野に関し、深い学識と高度の研究能力を有するものと判定されたとき、所定の手続を経て、博士の学位を授与する(本学大学院学則第26条、大学院学位規程第22条)。

【点検・評価】

学生数が少なく1講義当たりの受講生も少人数であり、教員と学生の対話型教育が実効性の高い形態で実施されており、修士論文の内容はかなり充実したものとなっている。しかし、学生の修学目的の多様化により、論文内容の質的レベルが学生により差異がある。このような学生側の変化に十分対応できていないという問題点がある。

学位を授与する方針・基準は、適正かつ円滑に運用されており、また本学独自の全学的な大学院委員会の承認を経ることが必要とされることもあり、学位審査の透明性・客観性を高める措置は適正に行われているものと評価でき、特に指摘すべき問題点はない。学位論文の評価基準については、周知されている。

【改革・改善策】

変容・多様化する学生のニーズに適合するような学位授与の制度・要件を改善・改革することを検討する必要がある。特に前期課程の専門職コースの学生について、修士論文の要否あるいは修士論文の内容について、研究職コースのものとの差異をどのように考えるかについて検討を進める。

②課程修了の認定

【現状の説明】

前期課程については、標準修業年限未滿で修了することを認めていない。しかし、後期課程については、在学期間が1年に満たない者であっても、優れた研究業績をあげた者に博士論文を提出することを認めている。現在、該当者はいない。

Ⅲ. 学部・大学院 法学研究科

【点検・評価】

後期課程について標準修業年限未満で修了することを認めながら、前期課程について認めていないのは、偏っているという問題がある。ただし、学部との連携を考えれば、早期卒業あるいは飛び級によれば、実質的に1年で修了を認めることとなる。

【改革・改善策】

前期課程における標準修業年限未満の修了について、さらに検討する。

3. 学生の受け入れ

【到達目標】

入学目的の多様化に適合した入学試験形態および受け入れ体制を積極的に進め、受験生の要望、ひいては、社会的要請に応じる努力をする。

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

【現状の説明】

ホームページ、他大学への募集要項の配布、学内の大学院への進学説明会などにより学生募集を行っている。前期課程では、一般入学試験、社会人入学試験、外国人留学生入学試験、推薦入学試験、学内特別専攻入学試験、飛び級入学試験、早期卒業入学試験、資格特別配慮入学試験により学生選抜を行っている。後期課程では、一般入学試験、社会人入学試験、外国人留学生入学試験、資格特別配慮入学試験により学生選抜を行っている。資格特別配慮入学試験では、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士などの有資格者を特別に配慮している。

前期課程は9月の秋季入学試験と2月の春季入学試験の2回に分けて実施し、後期課程は春季入学試験のみ実施している。外国人留学生の入学試験は、前期課程・後期課程ともに春季入学試験の1回である（ただし、本学の学部留学生および学部外国人研究生については、前期課程の秋季入学試験を受験することができる）。

【点検・評価】

本研究科の過去5年間の受験者数は、前期課程が105人、後期課程が9人である。全体として減少傾向にあるが、新たに設けられた推薦入学・学内特別選考および資格特別配慮の制度による入学試験により、減少傾向を防止する結果が若干みられる。

【改革・改善策】

資格試験の試験科目免除の恩典などに依存せずに、受験者および入学者が増加するような、魅力的な大学院にするために、特に専門職コースについて適切なカリキュラムの改正などを検討する。

(2) 学内推薦制度

【現状の説明】

学部で特待生の表彰を受けたことを資格要件とする推薦入学試験と、専門科目の所定の平均点以上を要求する学内特別選考入学試験を前期課程において実施している。それぞれ、募集人員は若干人である。推薦入学試験と学内特別選考入学試験の過去5年間の受験者数は、推薦入学試験が2人、学内特別選考入学試験が1人、資格特別配慮が2人である。

【点検・評価】

特に外国語の語学力が測定できず、さらに明確な入学目的・意識のない学生が入学する可能性が

皆無ではない。

【改革・改善策】

大学院教育に適應できる学力を有するか否かについて、入学試験のさいに書類選考および面接でチェックができるような改善策の検討を進める。

(3) 門戸開放

【現状の説明】

前期課程・後期課程の一般入学試験において、本学の法学部出身者を優先して入学させるということはしていない。本学の学生は、他大学の学生と共通の試験における同一基準で入学判定の合否が決められる。

【点検・評価】

他大学・大学院の学生に対して、差別的取扱を一切していないことから、指摘すべき問題点は見あたらない。

【改革・改善策】

今後とも、他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」をさらに促進する改善策を検討する。

(4) 飛び入学

【現状の説明】

本学法学部に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者は、前期課程を受験することができる飛び級入学試験制度を平成18（2006）年度に導入した。現在、受験希望者はいない。

【点検・評価】

飛び級入学試験制度は、受験生に十分認識されておらず、また、飛び級入学をしたとしても、修了できなければ、学部および大学院のどちらも中途退学になるという可能性がある。この制度自体に問題点がある。

【改革・改善策】

飛び級入学試験制度の問題点を改善するために、平成19年度より法学部で早期卒業制度が設けられたことにより、飛び級入学試験制度の改廃の是非について検討を進める。

(5) 社会人の受け入れ

【現状の説明】

前期課程の社会人入学試験は秋季と春季の2回に分けて実施し、後期課程のそれは春季のみ実施している。社会人入学試験の過去5年間の受験者数は、22人であり、合格者は11人である。

【点検・評価】

社会人入学試験を受験する就業者のなかには、入学後も仕事を続けている場合がある。このような社会人学生の場合、講義の時間割の調整がつかずに、自分の希望する科目を履修できないという問題点がある。

【改革・改善策】

就業中の社会人学生でも修学できるような環境作りを、時間割の作成面や学費・学生生活への経

Ⅲ. 学部・大学院 法学研究科

済的支援など改善すべき問題点を検討する。

(6) 科目等履修生、研究生等

【現状の説明】

科目等履修生、特別聴講生、特別研究学生、外国人特別留学生および大学院研究生を受け入れる制度がある。

【点検・評価】

現在、大学院研究生2人が在籍している。特に後期課程の修了者または満期退学者が研究生を志願する場合に、何らかの支援が必要である。

【改革・改善策】

今後、研究科としてどのような支援ができるか検討していく。

(7) 外国人留学生の受け入れ

【現状の説明】

外国人留学生を、前期課程・後期課程に分けると、平成15(2003)年度は2人、1人、同16年度3人、0人、同17年度0人、0人、同18年度1人、0人、同19年度0人、1人である。入学試験は、大学院入学試験要項・法学研究科の外国人留学生入学試験《博士課程前期・博士課程後期》に定めるところにより実施されている。

【点検・評価】

出願資格として、日本語で講義、研究指導を受ける者は、指定された日本語能力のある者であることが要件の一つとなっている。これまで、ほとんどの講義・研究指導は、主として日本語で行われてきたが、この点で入学後に特に問題が生じたことはない。外国人留学生の減少については問題がある。

【改革・改善策】

外国人留学生の減少傾向の原因を突き詰め、その結果に基づき、対応策を検討していく。

(8) 定員管理

【現状の説明】

前期課程の入学定員は12人（公法専攻6人、民刑事法専攻6人）であり、後期課程の入学定員は6人（公法専攻3人、民刑事法専攻3人）である。平成19(2007)年度の在籍学生数は前期課程が18人（公法専攻11人、民刑事法専攻7人）、後期課程が5人（公法専攻3人、民刑事法専攻2人）である（「大学基礎データ」表18）。

学生確保のための何らかの対応は現在のところ行っていない。

【点検・評価】

平成19年度の前期課程の収容定員に対する充足率は75%である。後期課程の収容定員に対する充足率は28%である。大学院担当教員数からみれば少人数の学生を対象とした教育研究を可能とする人数であることは長所であるが、特定の専攻分野に学生が集中する傾向がみられることが問題点である。また、後期課程の収容定員に対する在籍学生数の充足率は大きく下回っている。

【改革・改善策】

収容定員に対する充足率を高めるために、前期課程および後期課程ともに、魅力あるカリキュラムや開講形態などの改善策の検討を進める。

4. 教員組織

【到達目標】

本研究科の理念および使命に基づき、組織的な教育を実施するための教員の適切な役割分担および連携体制確保を目指す。

(1) 教員組織

【現状の説明】

(教員組織の適切性、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況)

本研究科は、公法専攻と民事法専攻に分け、それぞれに前期課程、後期課程を配置している。両専攻間の効果的な連携を図り、適切な教育研究推進のための連携体制を構築する。

専任教員は、前期課程公法専攻担当者9人（うち6人は後期課程担当者）、前期課程民事法専攻担当者12人（うち7人は後期課程担当者）の合計21人であり、その内訳は、教授17人、准教授4人ある。非常勤講師は4人である（「大学基礎データ」表19-3）。

各教員は、他の専攻および研究科の前期課程の授業科目の履修について指導し、両専攻間の効果的な連携を図り、適切な教育研究推進のための連携体制を図ることになっている。また、指導教授は、授業科目の選択、学位論文の作成、その他研究一般について、専修学生を指導することになっていることから、他の教員と連携して、高度の専門的知識および能力を修得させるとともに、専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養する指導をしている。

【点検・評価】

本研究科担当教員を教授資格者に限っていた従来の方針を改め、博士の学位を有し、研究上の業績のある者で、かつ高度の教育研究上の指導能力のある准教授または講師を前期課程担当教員にしたため、前期課程担当教員の構成員が若返り、また、学生にとって受講し得る専門科目が一層増えたほか、高度の専門的知識および能力を修得させるとともに、専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養する指導の機会が増えたと評価できる。

大学院担当教員は、学部教員と兼担であるため、学部における基準授業時間数（通年5コマ）に大学院授業時間が加算され、時間外の大学院における個人指導を加味すれば、その負担は過重気味にならざるを得ない現状にある。特に、専修学生の多い指導教授の時間的負担は過酷にならざるを得ない。

【改革・改善策】

大学院充実のためには、大学院独自の専任教員の採用制度や複数指導制を導入する検討を進める。

(2) 研究支援職員

【現状の説明】

(研究支援職員の充実度、TA・RAの制度化の状況)

本研究科独自の研究支援職員は存在しない。存在するのは、もっぱら全学的組織である大学院事務課の職員および研究推進部（研究支援課・研究振興課）の職員である。ただし、ティーチング・

Ⅲ. 学部・大学院 法学研究科

アシスタント制度があり、本研究科では、平成19(2007)年5月現在、合計7人のティーチング・アシスタントがいる。研究を支援するリサーチ・アシスタントの制度は、存在しない。

【点検・評価】

大学院事務課および研究推進部の職員は、本研究科教員の教育・研究支援に特化した特殊な専門的諸業務（たとえば、論文の原稿整理・校正、科研費の申請書類作成支援など）を担当しているわけではない。したがって、本研究科担当教員は、ほとんどすべてを自ら処理するか、あるいは、私費で雇用したアルバイトの支援職員に事務処理を委託せざるをえないのが、問題である。また、ティーチング・アシスタントの業務は、おもに、法学部における重要なイベントの際のサポートおよび法学部学生の演習資料作成のサポートであり、大学院の教育・研究を支援するものになっていないことが問題である。

【改革・改善策】

大学院担当教員の負担を軽減し、よりいっそう教育・研究の成果を上げることができるようになるため、本研究科独自の助手ないしこれに準じる職員を配置する体制の整備を促進するように検討する。

また、大学院の教育・研究を支援するティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化を検討する。

（3）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

（基準・手続の内容と運用）

大学院担当教員は学部教員と兼担であるので、大学院専任教員の募集制度は存在しない。任免および昇格については、本学大学院教育職員資格審査基準に関する規程および大学院教育職員資格審査手続に関する規程に基づき、前期課程の論文指導教授で構成する前期課程小委員会が前期課程担当教員に相応しい適格者を、後期課程の論文指導教授で構成する後期課程小委員会が後期課程担当教員に相応しい適格者を、それぞれ全学的な大学院資格審査委員会に推薦し、当該資格審査委員会および大学院委員会の議を経た後に決することになっている。

【点検・評価】

大学院教育職員資格審査委員会は9研究科から選出された審査委員によって構成されている。各研究科から選出された専門外の審査委員が審査申請者の研究内容等を審査するという、審査資格者の適格性について、議論の余地があるし、また、研究内容が高度専門化・細分化すればするほどに、形式的審査によらざるを得ない一面のあることも否定することはできない。

【改革・改善策】

各研究科による事前審査を経た後に、大学院教育職員資格審査委員会において再審査をする意義・必要性などについて再検討を進める。

（4）教育・研究活動の評価

【現状の説明】

（教員の研究活動および教育活動の評価の実施状況）

教員の教育研究活動について客観的な評価を毎年あるいは定期的に行う方法は確立されていない。

しかし、教員の教育研究活動は、研究指導担当者・授業科目担当者の決定の際に、本研究科委員会において公正に評価・審査される。

【点検・評価】

本研究科委員会の審査は従来から厳正に行われており、また、前期課程と後期課程の担当教員を決定する際に、それぞれ教員の教育研究活動が審査・評価される点で評価できる。しかし、学内機関による評価であり、定期的に行われていないという問題はある。

【改革・改善策】

本研究科委員会による定期的な評価を行う方法を検討する。また、Web上の本学の「研究者情報」に教員が自主的に教育研究活動業績を掲載することも検討する。

(5) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

【現状の説明】

本研究科と学外の教育研究組織間の人的交流に関する制度は確立されていない。しかし、学内の研究科と学部間の人的交流は存在する。学内の研究科との人的交流については、本研究科担当教員の一部が法曹実務研究科や工学研究科の教員を兼担している例がある。また、本研究科担当教員は法学部担当教員との兼担を原則としている。

【点検・評価】

学外の教育研究組織との適度の人的交流は、法学・政治学分野の専門領域の拡がりや国際化という現状からみて今後必要と思われる。本研究科の担当教員と法学部の担当教員の原則兼担については、これにより教員は両組織の実情をよく理解した上で、それぞれの問題点を合理的に議論することができ、また適切な人的交流ができるというメリットがある。しかし、兼担による教員の負担増は否めない。教員は研究科と学部の授業の準備に追われているのが実情である。

【改革・改善策】

大学院担当教員の負担増の軽減を改善することを検討する。また、学外の大学院との交流の促進について検討を進める。

5. 研究活動と研究環境

【到達目標】

本研究科の理念および使命を達成するため、研究活動の一層の充実と、それを支える研究環境の整備を着実に進める。

(1) 研究活動

①研究活動

【現状の説明】

(論文等研究成果の発表状況)

本研究科担当教員の研究活動は、共同研究を行う場合もあるが、その中心は個人研究である。その成果は、本研究科に独自の紀要がないことから、福岡大学法学論叢をはじめとして、他大学の紀要、専門雑誌、記念論文集、著書等で公表されている。

【点検・評価】

個人研究が主体の各教員による論文等の研究成果は、学内外の研究者からも、また社会的にも、

Ⅲ. 学部・大学院 法学研究科

高く評価され、他の研究者により引用・参照されている。個人研究が主体なので、現状のような対応は認められるものの、大学院担当教員においては、その研究活動からより専門的な知識や教育の基礎を得る場合が少なくないことから、個人研究費のような財政上の裏付けが必要である。

【改革・改善策】

論文等の成果の発表のみならず、学会活動の支援体制や財政上の支援体制の改善について再検討を進める。

②教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

（附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係）

本研究科の教員が本学の資源循環・環境制御システム研究所の講義の一部を担当するなど密接な連携の関係にあるが、現在のところ、本研究科の付置研究所は設けていない。ただし、本学の産学官連携関係の委員会の構成員である教員は、他学部または他研究科の教員と意見交換し、本研究科の教育研究に寄与している。また、法科大学院との兼任教員などをも含めて、大学院担当教員の多くは、本学研究推進部の領域別研究チームに参画し、共同研究をしている。

【点検・評価】

大学の産学連携の動きのなかで、大学の付置研究所や各研究科の教員間の交流によって、学部・大学院担当教員の有する研究能力を発揮されることが期待できる。

【改革・改善策】

本学の付置研究所と各研究科間において、学部・大学院担当教員の有する研究能力が発揮され、学外の団体・組織と連携して、社会人教育、実践的な教育・研究を行うことや、法科大学院との連携により法学教育および研究活動を共同して行うことなどについて、検討を進めている。

（２）研究環境

①経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

（個人研究費・研究旅費、研究時間を確保させる方途、教員研究室の整備状況、研修機会確保のための方策、共同研究費の制度化の状況）

個人研究費、研究旅費の額は、十分とはいえない。研究活動に関する財政上の裏付けは、個人に委ねられているのが現状である。本研究科担当教員はそのほとんどが法学部教員であることから、法学部の授業、法科大学院の授業、さらに学内または学部内の委員会活動等に追われており、研究時間の確保が困難な場合が少なくない。教員は法学部の個人研究室（法科大学院所属教員は、法科大学院にある個人研究室）を利用している。本研究科の教育・研究に関する調査費により、学外の研修に参加することができるが、先に述べたように、授業以外の学内活動に時間をとられることから、利用されていない。共同研究費については、本学研究推進部の領域別研究チームに参加することで共同研究を行う機会を得ている。

【点検・評価】

研究活動に必要な費用はほとんど自己負担になっていること、研究のための時間が少ないこと、大学院担当教員用の研究室が無いことが指摘できる。

【改革・改善策】

本研究科の施設の改善や、研究活動に必要な時間の確保と費用負担の軽減について、検討を進める。

6. 施設・設備等

【到達目標】

効果的な教育研究を充実するための施設・設備等の整備を着実に進める。

(1) 施設・設備

①施設・設備等

【現状の説明】

(施設・設備等諸条件の整備状況、大学院専用の施設・設備の整備状況)

本研究科の専用棟または専用フロアを有していない。本研究科の専用棟構想に関しては、公式に検討されていない。ただし、各研究指導室には、コンピュータ、プリンタ、書架および関係書籍が設置・整備されており、それらの設備等の維持・管理は指導教授が行っている。各研究指導室の最低限の研究教育設備は整っている。

【点検・評価】

大学院専用棟がないこと、講義室を文系大学院で共用していること、研究指導室が数階に分かれていることに問題がある。また、研究指導室の耐震構造およびセキュリティに問題があり、施設・設備等諸条件の整備状況は、貧弱であると言わざるをえない。

【改革・改善策】

学生の教育・研究を充実するために、大学のキャンパス整備計画の中で、大学院専用の教育・研究施設の充実について検討を進める。

7. 社会貢献

【到達目標】

知的財産の創出とその成果の社会への還元を一層活発化し、対外的広報に努め、本研究科と社会の循環交流に寄与する。

①社会への貢献

【現状の説明】

(研究成果の社会への還元状況、国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況)

大学院担当教員の相当数が、国の審議会、検討会の委員（部会長代理を含む）や、地方公共団体の審議会、審査会や常設の委員会ないし検討会等の長ないし委員を務め、政策形成、立法ないし行政運営に貢献している。同様に、大学院担当教員の相当数が、研究により得た知見を、一般市民や実務担当者を対象とする講演会、セミナー、研究会などを通じて、広く社会に還元し、あるいは法律相談等の方法で社会へ貢献するように努めている。このほか、日本税理士会連合会および九州北部税理士会と連携して、税理士の生涯教育のための講義を行った例、大学院講義を聴講させて行政担当者の生涯教育の機会としている例がある。

【点検・評価】

国等の審議会等での委員活動の成果や経験は、研究および大学院教育ないし学生の研究指導に活

Ⅲ. 学部・大学院 法学研究科

かされる大きな素材となっている。このほか、多くの社会貢献活動が行われているものの、教員の個人的活動として取り扱われる傾向が強く、本研究科の対外的広報等で、これらの努力を具体的に社会に知らせて、学生募集などと結び付ける工夫が不十分である。このために、入学してくる学生の希望する研究テーマがこれら社会的貢献によって得られた知見が活かされうるものとなりえていない。そしてまた、社会的貢献活動を通じて学生の研究の質を向上させるには至っていない。

【改革・改善策】

本研究科の有する社会的貢献能力を定期的・組織的に把握するとともに、これを、対外的に広報できるように、大学院ホームページを充実し、さらに学生募集要項等の印刷物媒体を通じての具体的な広報を行うとともに学生の社会的貢献活動への参加を促す工夫を行う。また、研究の成果を社会に還元するとともに、所属教員スタッフや学生による政策立案や行政実務の支援等をめざす。

8. 学生生活への配慮

【到達目標】

本学各組織と連携しつつ、本研究科の学生への経済的支援を図るとともに、各種論文集等への執筆の促進を可能とする研究活動への支援の充実を図る。

(1) 学生への経済的支援

【現状の説明】

(奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置)

学生への経済的支援を図るための措置として、日本学生支援機構奨学制度のほかに、本学独自の福岡大学奨学生制度がある。貸与限度金額は年額380,000円で、貸与期間は1か年、毎年更新が可能である。平成19(2007)年度福岡大学奨学生の申込をした学生はいなかった。また、平成19年度ティーチング・アシスタントとして採用された7人の学生には、年間27万円の手当が支給される。

【点検・評価】

福岡大学奨学生の申込がない理由の一つとして、貸与限度金額が日本学生支援機構奨学金と比べて少ないことが挙げられる。また、ティーチング・アシスタントの採用枠が制限されている。

【改革・改善策】

奨学金その他学生への経済的支援を図るために、福岡大学奨学生の貸与限度金額の引き上げや、ティーチング・アシスタントの採用枠の拡大などの検討について、本学各組織と連携して協議を進める。

(2) 学生の研究活動への支援

【現状の説明】

(論文集その他刊行物への執筆を促すための方途)

福岡大学大学院論集が毎年2回刊行され、本研究科の在学生や博士課程修了者・満期退学者には、本学からの研究助成金の交付により、調査研究の成果を発表する機会が与えられる。なお、福岡大学法学論叢にも、教員と連名を条件として掲載することができる。

【点検・評価】

当該大学院論集に掲載する論稿は、指導教授が推薦したものに限られることから、論稿の質的レベルについて一定水準の維持が図られている。ただし、投稿する学生が少ないという問題点がある。

【改革・改善策】

当該大学院論集およびその他の公的刊物へ多数の学生が執筆できるような指導体制・方法について、検討を進める。